

静 岡 県 議 会
富 士 山 特 別 委 員 会
報 告 書

平成 2 2 年 2 月 2 2 日

1 調査の概要

当委員会は、「富士山の活用（文化・観光・広報等）に関する事項」を付託調査事項として、平成21年5月15日に設置されて以来、資料編の別表1「委員会の活動状況」に示すとおり、これまで5回にわたり委員会を開催してきた。

この間、執行部に対し、本県の富士山総合調整の推進や世界文化遺産登録の取り組み状況、富士山の環境保全、観光振興等の取り組み状況等について説明を求め、現時点で行っている施策や今後実施しようとしている事業計画等について、7月と1月の二度にわたり調査を行うとともに、当面取り組むべき課題について指摘等を行った。

また、委員会の先進地調査として、白川水源、阿蘇火山博物館、熊本県庁、宗像大社、福岡県庁などの調査を行った。

さらに、現地調査として、須山浅間神社、富士山資料館、富士山本宮浅間大社、村山浅間神社の調査を行った。

2 委員会の運営方針

第1回特別委員会において、次の2点を運営の方針として設定した。

- ・ 執行機関に対する調査に偏ることなく、委員討議や参考人の意見聴取、勉強会及び先進事例視察等を積極的に実施する。
- ・ 調査を終了した場合は、委員会の提言等として報告書にまとめ議長に提出するとともに、調査結果を本会議で報告する。

3 調査の観点

当委員会としては、付託事項の調査に当たり、静岡県最大のブランドである「富士山」の持つ大きな価値を総合的に生かしていくため、文化、観光、広報等の分野における活用方策について調査、提言していくこととした。

調査を進めていく上では、

静岡県のイメージアップのため、富士山の持つ大きな価値を生かした広報等を検討する。

富士山の有する地域資源を新たに掘り起こし、文化、観光等の分野での活用策を検討する。

以上の2点を主要な観点とした。

4 静岡県における富士山活用への取り組み状況

(1) 富士山総合調整の推進

富士山に関連する施策は、歴史文化、自然環境、景観形成、観光交流など多岐な分野にわたることから、県全体で富士山の保全と適切な利用が図られるよう、県・市町等及び庁内施策相互の連携・調整等を進めている。

富士山に関する県民等への情報提供や問い合わせに対応するために、平成21年4月1日から、県民部管理局政策監に総合案内窓口「富士山静岡ナビ」を開設した。

富士山を世界文化遺産に登録するための取り組みとしては、山梨県・関係市町と連携し、平成21年度は富士山の顕著な普遍的価値を「信仰」と「芸術性」の観点から証明するとともに、富士山の価値と関係が深い構成資産の検討や、国の文化財指定、適切な保存管理計画の策定に向けた取り組みなどを行い、文化庁に提出する登録推薦書の原案作成を進めた。また、国内外の専門家を招聘した国際専門家会議及び国際フォーラムを開催して、富士山の価値や保存と管理の在り方などについての検討を行うとともに、富士山世界文化遺産公開セミナー・出前講座などの啓発活動により、地元理解の醸成などを図っている。

県民に向けては、富士山の環境保全活動や世界遺産登録等の取り組みに対する理解を深め、後世に引き継ぐ県民運動促進のために「静岡県富士山の日条例」を制定し、2月23日を「富士山の日」とした。現在、「富士山の日」に向けて市町、民間と連携し広報活動や記念事業を積極的に展開している。

海外との交流では、平成21年10月30日から11月2日にかけて、泰安市友好訪問団が富士山地域を訪問し、国民文化祭及び富士山・泰山日中友好フェスティバル等に参加した。県としても、来年度実施する日本富士山協会の泰安市への訪問団派遣事業に対する協力など、友好山提携に基づく相互交流の促進を図っている。

(2) 富士山の環境保護の推進

富士山の環境負荷を軽減するため、すべての山小屋に環境に優しいトイレを整備し、公募ボランティア・山岳関係者等との協働で山麓や山肌の清掃活動を実施している。また、富士山憲章の趣旨に賛同し、富士山の環境保全に取り組む「ふじさんネットワーク」の活動支援や登山初心者、外国人登山者向けに5カ国語で対応した「マナーガイドブック」を作成配布するとともに、「富士山100年プロジェクト3776構想」に基づき、ボランティア・企業等との協働で風倒被害地への植栽、シカの食害対策として防護柵の設置、フジアザミ等の植栽による自然植生の復元を実施している。

富士山麓における産業廃棄物の不法投棄防止対策としては、職員による監視活動、民間警備会社へ委託したパトロール及び富士山麓不法投棄監視カメラ・ヘリコプター・衛星画像による監視を実施するほか、不法投棄監視員の配置や、富士山麓不法投棄防止ネットワーク推進会議を設け、県民や関係団体の協力を得た監視体制を整備して対策に取り組んでいる。

さらに、富士山周辺の湧水を保全するため、岳南地域では静岡県地下水の採取に関する条例により、東富士及び黄瀬川地域では行政指導により、地下水の揚水規制を実施して地下水の適切な管理を行っている。また、平成20年度に富士山地域地下水・湧水調査事業を行い、湧水電子マップの作成、湧水の混合率、涵養域、滞留時間の試算など富士山周辺の地下水系を科学的に検討した。

景観づくりでは、「桜で彩る富士の景観づくり構想」を平成21年1月に取りまとめ、伊豆半島を含む富士山麓地域を一体的な桜の名所として12の桜道からなる「ぐるり富士・伊豆桜道」を形成した。また、国立遺伝学研究所に保存された桜の品種を活用して「日本の桜の郷づくり」を地域住民等と協働で進めている。平成21年度も静岡県グリーンバンク・静岡県さくらの会と連携し、市町・地域住民等による既存の桜名所の充実整備、新たな名所づくりの支援を行い、観光局、関係団体、市町等と連携して情報発信を進めている。

(3) 富士山の観光振興

平成21年3月に環境省、静岡・山梨両県、地元市町村などで構成する「富士山標識関係者連絡協議会」を設置し、総合的な標識整備について検討しており、新たな多言語標識を6月下旬から順次試行的に設置した。

大型観光キャンペーンでは、富士山と四季折々で楽しむことができる花をテーマとしたガイドブックを作成して、首都圏や就航先での観光キャンペーンに活用するとともに、富士山パズルスタンプラリーなどを実施した。また、県内の観光関係者が企画する着地型旅行の商品化を支援した結果、「表富士おもてなし向上企画委員会」により「標高差日本一チャレンジ“富士山の恵み”自然、水、食事丸かじりツアー」が商品化された。さらに、富士山静岡空港に設置した多言語観光案内看板や富士山を活用したポスター、パンフレット等により国内外へ情報発信している。

海外においては、観光展への出展、現地商談会や観光セミナー等の開催のほか、旅行会社やメディア等のファムトリップ、メディアの取材受け入れ等を実施し、富士山と静岡県を結びつける情報発信を行っている。

また、山梨・神奈川県と連携して、富士山を中心とした広域的な観光情報の発信、旅行商品の造成にも取り組んでいる。

(4) 富士山の道路・登山道等の整備

道路に関する施策においては、国道 469 号が地域の産業を支える基盤であり、富士山を周遊するルートを構成する道路として地域振興への寄与が期待されることから、緊急性の高い区間から順次整備を進めており、現在、富士宮市村山から山宮への約 2.7 km のバイパス整備を実施している。また、夏季に富士登山客や観光客が集中するため、交通渋滞解消と自然環境保全を目的とした富士山登山口のマイカー規制を実施しているほか、富士山周辺道路では、平成 20 年度に策定した「地域別公共サイン整備行動計画」に基づき道路案内標識等の整備を計画的に推進している。

登山道については、県内に 3 つの登山ルートがあり、富士山頂までを県道として管理し、職員によるパトロールと委託業者による巡回及び補修作業を実施している。また、山梨県と連携し、景観に配慮した案内標識の更新に取り組んでいる。

平成 21 年 7 月 13 日に発生した富士宮口の落石事故に対しては、応急対策として大型土のうの設置と落石防止柵の補修を行うとともに、各登山口において、県・市・観光協会が連携し、落石注意を実施した。また、恒久対策として「富士山富士宮口落石対策検討委員会」を設立し、原因調査の実施及び安全に向けた対策等の検討を行い、土堰堤の設置を進めている。

5 先進地調査

(1) 白川水源

水質保全のため、無限責任中間法人白川水源公園管理組合が組織され、環境保全協力金(100 円)により水源地内外の環境整備を行っている。平成 20 年の観光客入り込み数は約 50 万人であり、夏のツアーなどの団体客が多く、近年、韓国や台湾などからの観光客も増加している。

湧水という地域資源を活用した特産品づくりを行うため「水加工場はくすい」をオープンし、非加熱紫外線殺菌をしたミネラルウォーターを製造して、地元物産館での直売やインターネット販売のほか、地元焼酎の仕込み水などに利用している。

(2) 阿蘇火山博物館

阿蘇山が日本を代表する活火山であり、状況によっては火口立入規制が敷かれた場合や、天候不良により火口見学ができないときなどにも、随時、阿蘇山の学習ができる施設である。

熊本県への年間観光客数は約 6000 万人であり、その約 1/3 の 1800 万人が

阿蘇地域に観光に訪れ、博物館への年間入館者数は約 30 万人である。阿蘇地域は、ジオパーク指定に向けての取り組みも行われている。

阿蘇地域振興デザインセンターは、阿蘇地域の市町村間の連携を図り、「地域振興」、「観光振興」、「環境・景観保全」、「情報発信」を柱とした広域連携事業に取り組むためのシンクタンクとして、旧阿蘇郡 12 カ町村と熊本県が出損し、その運用益で事業を行っている。

(3) 熊本県

熊本県は、平成 2 年に「阿蘇環境デザインセンター」を設立し、県から事務局職員を派遣、地域振興を推進した。平成 8 年から職員派遣をやめ、一般公募による事務局長と阿蘇地域の町村からの職員派遣による体制とした。平成 10 年に財団を「阿蘇地域振興デザインセンター」に改組拡充、県の地域振興総合補助金による支援を行い、地域町村も同額を拠出した。5 年間で基本財産造成（増額）を行い、平成 14 年に基本財産 30 億円の運用益で事業を実施する体制となった。基金の造成の完了後財団では、バスや徒歩でゆっくり散策するスローな阿蘇づくり事業を進め、公共交通利用転換事業として、循環バスの本格運行を実施するとともに、外国人旅行者に対応するためのガイドブックや外国語接遇講座の開催、多言語標記のサイン設置を行っている。

このほか熊本県では、阿蘇の世界文化遺産登録を目指し、学術委員会の設置、全体管理保存計画の策定、推薦書の作成、調査機関等の対応、文化財の国指定、景観条例の制定、国際シンポジウムの開催、推進協議会・連絡会議の開催、広報・啓発活動を行っている。

(4) 宗像大社

平成 14 年から早稲田大学教授の吉村作治氏の提案により、宗像・沖ノ島を世界遺産に登録する動きが始まり、平成 18 年 9 月に文化庁が地方公共団体から世界遺産候補を公募することとなったことを受け、具体的な提案書の作成を行い、第 1 回目では継続審議であったが、第 2 回目の提案で平成 21 年 1 月に暫定リストに記載されることが決定した。今後の課題は、海外からの評価とコアゾーン・バッファゾーンの選定である。宗像市では、世界遺産登録運動に伴う市民意識の啓発及びまちづくり、地域経済の活性化に取り組むこととしている。

現在は、福岡県・福津市・宗像市で世界遺産推進会議及び三者専門家会議を設置し、全体的な運営方針や専門的・学術的な検討を行っており、市では、沖ノ島の世界遺産登録を推進するため、世界遺産登録本部を立上げ、登録にかかる意思決定を行い、具体的な作業については、推進幹事会と推進専門部

会で行うこととした。また、沖ノ島は一般の人が入ることを禁じているため、将来的には、既存の施設を沖ノ島の概要などを展示した総合的な学習施設に改修する予定である。

また、市民に対する広報・協力体制を構築するため、各コミュニティー、漁協関係者、地元経済団体等に対する説明会を開き、市民組織をつくる活動をしており、5、6年をかけて市民運動をピークにし、世界遺産登録の推薦書を提出する予定である。

(5) 福岡県

福岡県は、宗像・沖ノ島と関連遺産群の世界遺産登録運動を行っており、そのほかに近代化産業遺産群として、鹿児島県を中心に他の九州5県と山口県と共同で登録運動を展開している。

沖ノ島は「海の正倉院」と呼ばれ、4世紀後半から10世紀初頭の約600年間継続して、航海の安全祈願のための祭祀を行っていた。昭和29年から46年に3度の調査が実施され、23箇所の遺跡と4段階の祭祀形態が確認され、約8万点の奉獻品が国宝に指定されている。構成資産には、沖ノ島の沖津宮、大島の中津宮、宗像市田島の辺津宮の三社があり、これを総称して宗像大社といい、日本各地に七千余ある宗像神社、厳島神社、宗像三女神を祀る神社の総本社である。神社以外の構成資産として古墳があり、この古墳は、沖ノ島祭祀に深くかかわった胸形氏などの墓と考えられている。

登録への課題として、固有の価値の立証のために、同種の遺産との詳細な比較研究と国際的な専門家会議の開催による国内外の専門家からの同意形成、「厳島神社」との比較検討及び古墳の範囲の選定と国の文化財指定があげられる。

また、都市化が進む中で、1500年前の歴史的景観を守るため、景観条例の制定及び住民の理解と協力が課題である。

6 現地調査

(1) 須山浅間神社

日本武尊が蝦夷征伐のとき、この地を訪れ浅間神社を創起(110)し、欽明天皇13年(552)に蘇我稲目が再興した。古くから山岳信仰として「富士山」を御神体として仰ぎ奉っており、当時の度重なる噴火とも関連し、山麓に浅間大神を祭り岳神の霊を慰め奉ったのが始まりと言われている。その後、天元4年(961)平兼盛が神社を修理しており、武門の崇敬も篤く、建久4年(1193)には、源頼朝がこの地で巻狩りをしている。正治2年(1200)富士

宮浅間神社大宮司の筆記によると「登山口者東口珠山 南口大宮 北口吉田 右本道三筋此外無道云々」とあり、珠山は須山で、当時下山道専道だった須走口が、後年登山道になったので、須山口は富士登山道南口となり、浅間神社も南口登山道の下宮として祭られるようになった。

神社の歴史は富士登山道との関連が非常に深く、江戸時代になり「富士講」が盛んになるに従い、登山時の参詣の道者も少なくなかった。宝永4年(1707)の大噴火の際、登山道が崩壊し、以来安永9年(1780)登山道の完全修復がなされるまでの間が最も衰退した時期である。その後、寛政年間には、山室の整備や神社の復興も行われ、登山者も増加し、寛政12年(1800)には、5398人の登山者があったと記録されている。

明治に至り、東海道線の開通により御殿場登山口が整備され、また、大野原を通る須山口登山道が旧陸軍の演習場になるなど、須山口登山道は衰退の一途をたどったが、平成9年に須山口登山歩道として整備され、富士宮口五合目に通じる登山道口となった。

(2) 富士山資料館

富士山資料館は昭和53年5月8日に開館し、昭和54年10月に本館東側に郷土館を増設、平成2年2月には特別展示室、富士山文庫図書閲覧室、収蔵庫を併せ持った施設を増設し、現在に至る。

[富士山資料館 本館]

- ・構造 鉄筋コンクリート一部鉄骨カラー鉄板平屋建
- ・建築面積 477.84 m²
- ・延床面積 494.90 m²
- ・施設内容 ホール・事務室・収蔵庫・荷解室・常設展示室

[郷土館]

- ・構造 鉄骨造り ALC 板巻平屋建カラーベストコロニアル葺
- ・建築面積 214.16 m²
- ・延床面積 212.63 m²
- ・施設内容 展示室・収蔵庫

[富士山文庫図書閲覧室・特別展示室]

- ・構造 鉄骨造り ALC 板巻2階建金属屋根カラステンレス横葺
- ・建築面積 188.08 m²
- ・延床面積 333.76 m²
- ・施設内容 富士山文庫閲覧室・特別展示室・収蔵庫・整理室

[事業計画(平成21年度)]

- ・資料館講座 自然体験講座・民具体験・古代体験講座・もの作り講座・

自然科学講座・夏の自然探索会・写真講座

- ・企画展 「富士山ナイスアングル写真展」「ふるさと芸術展」
「子どもたちの富士山絵画展」「なつかしい民具 - お茶 - 」
- ・特別展 「榎戸彪文・英晃一不二山展」「富士百景写真展」
- ・その他 ゴールデンウィーク企画「富士山と遊ぼう」
「富士山」なんでも相談

(3) 富士山本宮浅間大社

第七代孝霊天皇の代に富士山が噴火し、人民が難散し国内が荒れ果てたので、第十一代垂仁天皇の代に富士の神霊を山麓の地に鎮祭したのが浅間大社の創祀である。日本武尊が東征の際、浅間大神の神助をたのみ、山宮の地に篤く大神を祭られた。その後、大同元年(806)坂上田村麿が勅命に依り、神霊を山宮より大宮に遷し奉った。以来一千百余年、全国一千百余社に及ぶ浅間神社の総本宮として、全国的に篤い崇敬をあつめている東海最古の名社である。古来、朝廷の尊崇篤く、延喜の制では名神大社に列し、駿河国の一宮として崇められた。武家時代に入り、源頼朝をはじめ、北条義時、武田信玄等の各部将はそれぞれ神領や神宝を献納して篤く崇敬した。特に、徳川家康は天下を平定した奉賛のため、慶長9年(1604)に本殿以下諸社殿を奉建し、さらに富士山八合目以上を社地として寄進した。本殿は二層の楼閣をなし、浅間造りと称し重要文化財に指定されている。

[富士山信仰]

霊峰富士山は、古来浅間大神の鎮まり座す神体山として、全国の登拝者の最も尊崇するところである。頂上には奥宮、久須志神社の二社が鎮座しているが、共に浅間神社の奥宮で、八合目以上は、その聖域にして境内地である。

[湧玉池]

神社の東側神苑にある。富士山の雪解け水が溶岩を浸透し、神立山の山裾から湧出している。湧出量毎秒 3.6 kl、水温は年間を通じて 13 で、特別天然記念物に指定されている。この池は古来、富士登拝者が沐浴潔斎をしたところである。

(4) 村山浅間神社

[富士修験道の拠点]

富士山の噴火を鎮めるため、8世紀後半から9世紀の初めにかけて山麓に浅間神社が祀られた。噴火活動が収まると富士山に登って修行する修験者が現れる。史実として、富士山の修験道の祖といわれる末代上人が、平安時代末の久安年間(1145~50)に、富士山頂に大日寺を富士山中に往生寺を建て

たと伝えられる。文保年間（1317～1318）には、頼尊という行者が富士山の峰入修行（富士行）を開いたと伝えられる。末代からの流れから富士山で修行する人々が現れ、村山が富士山修験道の拠点となっていた。村山浅間神社所蔵の大日如来坐像は、正嘉3年（1259）の年号が見られ、そのころには富士山修験道が定着していたと考えられる。現在の村山浅間神社は、明治維新まで興法寺と呼ばれていたが、仏像や伝承などから14世紀ころには成立していたと考えられる。

[富士登山の拠点]

村山浅間神社に伝わる道者帳（登山者の記録）の最も古い記録は、天文元年（1532）のもので、修験者を先達とした道者が多くなったと考えられ、室町時代末の制作とされる浅間曼荼羅にも道者の姿が描かれている。古文書からも、村山には天文年間に坊が24軒あったと推定され、修験者の集落として発展した。江戸時代初期には、大鏡坊・辻之坊・池西坊によって信仰の地として管理され、山中の山室も江戸時代前半（17世紀）には整備され、遠江・三河・伊勢などの関西方面の道者を集め賑わっていた。

[廃仏毀釈と登山道の移動]

明治に神仏分離令が出され、廃仏毀釈により富士山中の仏像が取り除かれ、頂上大日堂は頂上浅間神社となった。村山でも大日堂が閉ざされた。これにより、富士登山は村山の信仰的権威とはかかわりがなくなり、明治39年には登山道も村山からはずれ、村山浅間神社は登山とは関係がなくなった。現在、村山浅間神社と大日堂が並んで祀られており、神仏習合の姿をとどめている。

7 提 言

以上の調査結果を踏まえ、当委員会に付託された「富士山の活用（文化、観光、広報等）」に関する事項について、次のとおり提言する。

提言1 富士山における方向性の確立

富士山の環境保全を前提としたビジョンの策定

静岡県は、日本のシンボルともいえる富士山を有しているが、富士山の持つ自然・景観・歴史・文化をどのように捉え、また、今後かけがえのない類まれな自然美を初めとした価値ある財産を、後世にどのように引き継いでい

くのかという一元化した将来構想を持っていない。

一方で、世界遺産登録に向けての作業が進む中、登録後の観光客増加を見越した環境保全策など、各分野における対応策も早急に検討し整備する段階に入っている。

そこで、「富士山憲章」の理念に基づき、環境保全の精神を尊重した上で、今後どのような考え方の基に、富士山を守りつつ活用していくのか具体的なビジョンを示すべきである。

バランスの取れた富士山の活用策の構築

自然環境や文化を守りながら観光産業等を展開していくことは、ある意味では相反するものを両立させることとなり、極めて困難なことである。

しかし、大きなすそ野を持つ富士山は広大な土地とさまざまな資産を有していることから、貴重な自然を保護していかなければならない地域と観光振興等に適した地域がある。

例えば、植物の貴重種が分布する地域などは、入山規制を設けて保護していくことも必要であるが、富士山を取り巻く市街地周辺などは、観光のための拠点として整備していくことも必要である。

そこで、策定されたビジョンに基づき、それぞれの地域における自然や文化と住民の意思を考慮しつつ、バランスの取れた活用策を構築していくべきである。

提言2 富士山への共通認識の醸成と情報発信

県民共有の価値観の醸成

静岡県民は、いつでも容易に富士山を眺め身近に感じることができる恵まれた環境にあるにもかかわらず、富士山に対し畏敬の念を抱いたり幅広い知識を有している人は必ずしも多いとは言えない。

また、県民が富士山について理解と関心を深め、富士山を後世に引き継ぐことを期する日として「富士山の日」を定めたところであるが、世界文化遺産への登録を目指す中で、県民総参加による機運づくりが急務となっている。

そこで、静岡県民の誇りとして富士山に関する正しい知識を習得し、県民一人一人が共通の価値観を持ち、広報マンとして富士山の素晴らしさをアピールしていくことが重要である。

国内外への情報発信機能の充実

世界的に有名な富士山ではあるが、富士山を有する静岡県を必ずしも戦略的にアピールしているとは言えず、効果的な活用を図っていく必要がある。

そこで、静岡県が日本のシンボルでもある富士山を国内外に情報発信していくために、各界の専門家を招聘した「富士山シンポジウム」や全国各地のふるさと富士を有する地域との「富士山サミット」を開催するほか、静岡を代表する著名人を「静岡富士山大使」として任命するなど、富士山の総合的な広報活動を積極的に展開していくべきである。

提言3 富士山の保全への積極的な取り組み

拠点施設の整備などによる管理体制の強化

かけがえのない富士山の自然環境を良好な状態で後世に引き継いでいくためには、登山道ごとに管理事務所を設置するなどして管理体制を強化し、山体の管理を初め入山規制の必要性の検討など、積極的に富士山の環境保全対策を実施するべきである。

さらに、国立公園でもある富士山の案内、解説、体験、調査・研究などの機能を充実するために、「富士山ビジターセンター（仮称）」を設置するよう国の関係機関に強く働きかけていくべきである。

富士山レンジャーの配置による管理及び広報活動の展開

世界文化遺産への登録を目指す中で、富士山の持つ普遍的な価値を守り続けていくためには、日常的なパトロール等による積極的な管理体制を整備する必要がある。

そこで、登山道の管理や産業廃棄物の不法投棄の監視など自然環境を守ることのほか、訪れた人々に富士山の自然や歴史・文化など、その素晴らしさや豊かな恵みを伝える教育・啓発機能を持った「富士山レンジャー（仮称）」を配置するべきである。

地元配慮した構成資産の保存管理の推進

世界文化遺産登録に向けた取り組みの中で、各構成資産の保存管理計画の策定に当たっては、地元の理解を得ながら進めることが重要である。

そこで、計画の範囲や構成資産の整備方法などに関して市町及び地元との密接な連携による調整を図り、また、市町から国への要望事項等に対しても的確に助言するなど、世界遺産の早期登録を実現するため積極的に支援していくべきである。

提言4 環境への負荷に配慮した観光振興策

地域と自然を生かした観光形態の構築

富士山の自然環境や文化を守りつつ観光産業を展開していくためには、環境への負荷を最小限にとどめることが必要となる。

そこで、従来のプレジャーツーリズムなど娯楽的な要素の強い観光形態から、カルチャーツーリズム、エコツーリズム、グリーンツーリズムなどの地域文化や自然を素材とした体験型の観光形態に転換していくべきである。

また、具体的な事業の実施に当たっては、学ぶ場や体験の場として青少年交流の家や富士山麓山の村など、既存の施設を最大限活用していくことも重要である。

訪れた人に富士山の魅力を伝えるための施設の整備

富士山静岡空港の開港などに伴い、静岡県と国内外との交流がますます活発化する中で、日本のシンボルとも言える富士山の眺望を期待して訪れる観光客も多いと思われる。

しかし、年間を通してみるとせっかく静岡県を訪れても、天候不良等により富士山を見ることができない日も多く、観光客の満足度を低下させる要因の一つとなっている。

そこで、静岡県を訪れた人々すべてに富士山の素晴らしい景観を初め、自然環境や歴史、文化などあらゆる面における魅力を体感してもらえるような博物館的機能を有した施設を設置するべきである。

資 料 編

別表 1

委員会の活動状況

回	開催日	審査・調査の概要
第 1 回	21.5.15	委員会の運営方針等の協議
第 2 回	21.6.8	委員会の調査の方向性、県外視察場所選定協議
第 3 回	21.7.14	企画部、県民部、産業部、建設部からの説明及び質疑 応答
県外視察	21.9.2～4	白川水源 湧水の利用状況 阿蘇火山博物館 阿蘇火山博物館の概要 阿蘇地域振興デザインセンターの取り組み 熊本県 阿蘇を生かした地域振興の取り組み 阿蘇の世界遺産登録への取り組み 宗像大社 宗像大社の概要 宗像市の取り組み 福岡県 宗像・沖ノ島関連遺産群の世界遺産登録への取 組み
県内視察	21.10.28	須山浅間神社 須山浅間神社の概要 富士山資料館 富士山資料館の取り組み、概要 富士山本宮浅間大社 富士山本宮浅間大社の概要 村山浅間神社 村山浅間神社の概要
第 4 回	21.11.26	報告書作成に向けた委員討議
第 5 回	22.1.12	企画部、県民部、産業部、建設部からの説明及び質疑 応答・報告書作成に向けた委員討議

富士山特別委員会委員名簿

職 名	委 員 名	所 属
委 員 長	森 竹 治 郎	自由民主党県議団
副委員長	多 家 一 彦	自由民主党県議団
副委員長	植 松 明 義	平成21
委 員	三ッ谷 金 秋	平成21
委 員	大 塚 善 弘	平成21
委 員	遠 藤 榮	自由民主党県議団
委 員	須 藤 秀 忠	自由民主党県議団
委 員	天 野 一	自民改革会議
委 員	宮 沢 正 美	自民改革会議
委 員	前 林 孝 一 良	公明党静岡県議団
委 員	大 石 裕 之	民主党・ 無所属クラブ
委 員	花 井 征 二	日本共産党